

平成 20、21 年度
中期目標の達成状況報告書
(別添資料)

平成 2 2 年 6 月
奈良教育大学

目 次

資料 4-3-1	平成 20 年度より開始した修了生アンケート（達成目標 への自己評価）の集計結果	1
資料 8-1-1	成績評価に関する申合せ	2
資料 8-1-2	成績評価の相談に関する取扱いについて	3
資料 26-3-1	奈良県大学連合加盟大学間の単位互換の実施状況	5

資料4-3-1

平成20年度より開始した修了時アンケート（達成目標への自己評価）の集計結果

達成度「5」「4」「3」との回答の割合（％）

	1. 教育の目的・歴史、人権、さらには教育や学校に関する法令などを理解し、現代的な教育課題を把握できる	2. 小学校、中学校の教科内容とその系統性を理解し、教育実践に活用することができる。	3. 主な情報機器を利用し、獲得した情報を教育活動に具体化できる。	4. 1. 学習指導計画立案に関する基本的事項を理解し、児童・生徒の発達段階に応じて作成することができる。	4. 2. 多様な指導方法を理解し、児童・生徒の発達段階に応じた指導をすることができる。	4. 3. 多様な評価方法を理解し、児童・生徒の発達段階に応じて用いることができる。	5. 児童・生徒の身体的・認知的・情意的発育・発達に関する基礎的内容を理解し、教育実践に具体化できる。	6. 学校の組織的な教育活動や経営活動、地域の教育活動などに関わることの重要性を理解し、教育活動に生かすことができる。	7. 教師の仕事や役割、責任を自覚した上で、教師として自己成長する意味とその方法を理解し、自ら実践することができる。	総計
平成20年度	82.8%	75.9%	93.1%	69.0%	86.2%	72.4%	82.8%	75.9%	89.7%	80.8%
平成21年度	86.3%	86.0%	90.2%	86.3%	86.3%	74.5%	90.2%	86.3%	94.1%	86.7%

別添資料8-1-1

平成21年規則第18号

成績評価に関する申合せ

(趣旨)

1 この申合せは、奈良教育大学（以下「大学」という。）が実施する授業科目の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績評価方法)

2 大学における学生の成績評価については、以下に示す評価の妥当性、信頼性及び評価方法の公平性の観点から行うものとする。

(評価の妥当性)

3 定期試験における出題内容及び課題レポートの内容は、担当教員がシラバスに明示した内容に対応するように吟味するものとする。

4 成績評価は、学部の学校教育教員養成課程及び大学院専門職学位課程においては、カリキュラム・フレームワークを基準とする。カリキュラム・フレームワークに示した目標から派生する具体的目標を設定し、それに対応した出題、課題及びレポート内容を吟味するものとする。

(評価の信頼性)

5 成績評価は、定期試験・レポート・パフォーマンステスト・実技課題など（以下「定期試験等」という。）における採点を適正に行うものとする。採点を正確に行うために、担当教員が一人の場合は、採点の基準を明確にする。また複数教員で担当する場合は、担当教員の合議により行うものとし、特定の教員の成績評価が過度に反映されないように配慮するものとする。

6 定期試験等の採点や出席回数などの集計については適切に行い、集計された素点は100点満点で算出するものとする。

(評価方法の公平性)

7 成績評価は、定期試験だけでなく、適宜、授業内容に関する小レポートや実技課題などを求め、それを評価するものとする。

8 成績評価は、出席状況を評価に入れるものとする。

(成績評価に関する相談)

9 学生は成績評価に関する疑問点等について相談を申し入れることができる。相談に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この申合せは、平成21年 3月 6日から施行する。

附 則

この申合せは、平成21年 6月25日から施行する。

別添資料8-1-2

成績評価の相談に関する取扱いについて

- 1 成績評価に関する申合せ（平成21年奈良教育大学規則第18号。以下「申合せ」という。）第9の規定に基づく、成績評価に関する学生の相談に関しては、この取扱いの定めるところによる。
- 2 学生は、所定の登録手続を経て受講した授業科目の成績評価について疑問点等がある場合は、当該授業担当教員に説明を求めることができる。
- 3 説明を求められた授業担当教員は、学生に誠実に対応するものとする。
- 4 3における授業担当教員の説明を経ても疑問点等が解消しない場合、学生は「成績評価に関する相談申込書」（別紙様式）を教務課に提出することができる。相談申込書の提出期限は、原則として、当該授業科目の成績開示後2週間以内とする。
- 5 相談申込書が提出された場合、教務課長は副学長（教育担当）に報告し、その対応を協議するものとする。
- 6 副学長（教育担当）は、相談内容についての公平性を確保し、適切に対応するため、必要に応じて次の事項を調査し、当該学生と相談を行うものとする。
 - (1) 授業実施回数と当該学生の出席状況
 - (2) 課題、テスト、定期試験等の実施状況と当該学生の提出状況
 - (3) その他相談内容に応じ必要となる事項
 - ・テスト等答案、提出物の採点の正確性、適切性、成績分布
 - ・シラバスと授業展開、運営の関連性、授業計画変更に係る受講生の同意の有無 等
- 7 副学長（教育担当）は、相談内容により必要があると判断した場合は、各種委員会委員長、講座主任等関係者と教務課長を構成員とする「成績評価の相談に関する調査会（以下「調査会」という。）」を副学長（教育担当）のもとに設置し、相談並びに解決にあたるものとする。なお、調査会の構成員には、当該授業の担当教員は含めることができない。
- 8 相談内容及び6の調査事項から、成績評価方法に明白な誤り又は申合せとの不適合があると調査会が認めた場合、調査会は当該授業担当教員にその内容を指摘することができる。指摘を受けた授業担当教員は、誤り等を是正し、再度成績の評価を行い、副学長（教育担当）に報告するものとする。
- 9 副学長（教育担当）は、相談内容に関しての調査会の検討事項等について、適切な範囲において学生に説明しつつ、解決にあたるものとする。

附 則

この取扱いは、平成21年6月25日から施行する。

別紙様式

平成 年 月 日

成績評価に関する相談申込書

副学長（教育担当） 殿

所属課程等

学生番号

氏 名

平成 年度 前・後期の成績評価について、下記のとおり相談を申し込みます。

授業科目名：

担当教員名：

通知された成績評価：

（相談内容）

（授業担当者からの説明内容）

別添資料26-3-1

奈良県大学連合加盟大学間の単位互換の実施状況

年 度	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	計
県内全体の単位互換学生数	7 6	7 4	7 3	2 8	1 5 8	1 4 1	5 5 0
単位互換加盟大学	5	6	6	6	8	8	—
本学の受入学生数	2 6	3 2	2 6	1 4	2 2	1 6	1 3 6
本学の派遣学生数	1	0	0	0	1	1	3